大阪府物品関係条件付一般競争入札実施要綱 (紙)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府が行う紙入札による物品関係の条件付一般競争入札(入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)等の条件を付して行う一般競争入札をいう。以下同じ。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要綱の対象は、物品の購入契約で予定価格が 160 万円を超えるものに係る条件付一般競争入札とする。

(公告)

第3条 大阪府総務部契約局長(以下「契約局長」という。)は、物品購入に関する入札情報を大阪府総務部契約局 ホームページ (http://www.nyusatusu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/buppin/buppin-index.html/。以下「ホームページ」という。)において公告する。

(公告事項)

- 第4条 入札案件について公告する内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札参加資格
 - (3) 入札参加資格申請書の提出期間、提出先及び入札説明書、契約条項等を示す場所
 - (4) 入札の日時及び場所
 - (5) 技術審査資料の提出
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(入札参加資格)

- 第5条 条件付一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれ にも該当する者とする。
 - (1) 入札案件の公告日において、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格 者名簿に登載されている者で、地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第 167条の6第1項の規定により入札案件毎に公告した入札参加資格を満たす もの。ただし、入札案件毎に公告する大阪府物品・委託役務関係競争入札参 加資格申請受付期間において当該申請の受付を完了し、条件付一般競争入札

参加申請期限までに大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されている者を含む。

- (2) 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に 規定する中小企業者をいう。以下同じ。)(開札日において有効な入札書を提 出した中小企業者の数が、当該入札の対象品目が別表に掲げる大阪府中小企 業官公需特定品目(以下「特定品目」という。)にあっては3者未満、特定 品目以外の品目にあっては5者未満である場合は、中小企業者以外の者を含 む。)
- (3) 入札案件の公告日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
 - ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者(「電子入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札案件毎に定める条件を満たす者

(入札への参加)

- 第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、第4条の規定により公告する 内容に従い、次の各号のいずれかに掲げる方法により、入札参加確認申請を しなければならない。
 - (1) 大阪府電子申請システム (http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/f_menu/index.asp)に必要事項を入力し、送信する。
 - (2) ホームページから大阪府物品関係一般競争入札参加確認申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約局長が指定する日時及び場所に提出する。

(入札の辞退)

- 第7条 前条の入札参加資格確認申請をした者は、入札を辞退するときは、入 札書を提出するまでに、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、一 旦、辞退したときは、それを撤回し、又は当該入札案件について再度当該申 請を行うことができない。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

(入札参加資格の審査等)

第8条 契約局長は、第6条の入札参加申請を行った者に対して、入札参加資格の有無を審査し、参加資格確認通知書を発行する。

(入札説明書及び仕様書等に対する質問)

- 第9条 前条の参加資格確認通知書において、参加資格「有」の通知を受けた者(以下「入札参加者」という。)は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書等に関する質問を行うことができる。
- 2 前項の質問に対する回答は、入札参加者全員に対して行う。

(入札参加資格確認申請書類等の提出及び事後審査)

- 第10条 入札参加者は、第4条の規定により公告する内容に基づき、契約局 長が指定する日時及び場所に、必要な入札参加資格確認申請書類及び仕様書 に適合した技術審査資料(以下「申請書類等」という。)を提出しなければな らない。当該申請書類等を提出しない者の行った入札は、無効とする。
- 2 前項の規定により提出された申請書類等に不足又は不明瞭なものがあると きは、指定した期日までに追加資料を求めることがある。この場合において、 これに応じない者がした入札は、無効とする
- 3 契約局長は、開札後、第8条第1項に規定する自動審査を行った入札参加 資格の確認及びそれ以外の入札参加資格の審査を行う。

(誓約書の提出)

第11条

落札者は、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力 団密接関係者でない旨の誓約書を契約締結までに提出するものとする。

2 落札者が前々項に定める期間内に前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(入札方法)

第12条 入札は、大阪府一般競争入札心得(物品関係)(以下「心得」という。)

に基づき実施する。

2 心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、第4条の規定により公告する事項において明らかにするものとする。

(入札保証金等)

- 第13条 入札保証金は、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第61条各号のいずれかに該当するときは、免除する。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の 100 分の 105 に相当する金額の 100 分の 2 に相当する金額を徴収する。ただし、次の各号 に定める場合は、この限りでない。
 - (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表 13 (経営不振)の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表 6 (安全管理措置)(2) イの規定により入札参加停止 1 ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結し ない場合

(入札結果の公表)

第14条 入札結果の公表は、落札決定後にホームページにより行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項は、心得及び入札案件毎に定める一般競争入札説明書による。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年1月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

【別表】中小企業官公需特定品目

区分	品目名					
1. 織物	縺•スフ織物(タオル)		絹·人絹織物	毛織物		
1. 小以 7分						
 2. 外衣•下着類	MYNR MYNR	プパクエ地寺 法職員 自衛隊員の9	制配堂)			
2. 外払* *	麻織物 メリヤス生地等 制服(警察職員、消防職員、自衛隊員の制服等) 雨衣 常様の 東発用及び衛生用(季蓮美 医発服 白衣 割ばら美 エプロノ第)の佐業な					
	労働用・事務用及び衛生用(看護着、医務服、白衣、割ぽう着、エプロン等)の作業外衣					
	スポーツ用外衣(スキー服、スケート服、登山服、競馬服、野球服等)					
		スプリングコート		ズボン		
			ジャケット			
	セーター	リイシャツ	ブラウス	スホーツシャツ		
	シャツ ズボン下等(メリヤス製品を含む。) 1.2以外のものであって以下に例示する繊維製品(メリヤス製品を含む。)					
3. その他の繊維製品						
		ネクタイ		マフラー		
	ハンカチーフ		テント			
	日よけ	ほろ等の帆布	シーツ	テーブル掛		
	手ぬぐい	ナプキン	といい どい帳 ガーゼ・ほう帯等の約	引幕		
	のぼり	ひも類	ガーゼ・ほう帯等の約	或維製衛生材料 -		
	柔道看・剣道看等の	和装製品	主として繊維製の帽	子		
	繊維製袋	たび	〈つ下	手袋		
	網	魚網	網地等			
	マスク類	腕章				
4. 家具			、ロッカー、キャビネッ	卜等)		
		組スプリング		鏡縁		
	カーテンロッド等のカ		15.11.4	黒板		
	教壇	金庫等				
5. 印刷	機械(とっ版・平版・‡	教壇 金庫等 機械(とっ版・平版・おう版等)印刷物及び謄写印刷物				
	罫紙及び事務用記録帳簿等(官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。)					
6. 機械すき和紙	トイレットペーパー		ティッシュペーパー			
	ちり紙	京花紙	生理用紙	タオル用紙		
	書道用紙	障子紙等				
7. 潤滑油	潤滑油(グリースを含	む。)				
8. 事務用品	(1)筆記用具					
	鉛筆	ボールペン	サインペン	シャープペンシル		
	マジックインキ	吸取紙	ペン皿	墨		
	墨汁	消しゴム	下敷	机上用マット		
	万年筆	付ペン(ペン先、ペン	/軸等)	毛筆		
	インキ	フェルトペン	白墨	インクスタンド		
	文鎮	すずり	絵画用品等			
	(2)事務用品					
	ナンバーリング	チェックライター	数取器	ホッチキス		
	ダイモテープライター		穿孔機	パンチ		
	統計表示器	新聞架	計算尺	スケール		
	ソロバン	印章	印肉	スタンプ		
	謄写版及び謄写用器	• •	製図用具	定規		
	鉛筆削り器	のり	テープ等接着用具	/ C /90		
	クリップ・ピン	画びょう	ファイル等			
	名札	名札ホルダー	写真現像用消耗品			
		:(印刷に入れるものに				
	便箋	対筒	原稿用紙	レポート用紙		
	記録カード	カード	が何用似 ノート類	バインダーリーフ		
	用紙	集計用紙	ノー _{ト類} 決算用紙	ハインターリーノ 伝票		
	通帳	統計表類	領収書	金銭出納帳		
	帳簿	給料袋	日誌	日報等		

区分	品目名					
9. 台所•食卓用品	(1)調理用具					
	ほう丁	ボール	洗いおけ	水切り		
	ざる	しゃくし類	しゃもじ	皮むき器		
	手持ちかん切り	おろし器	計量スプーン	計量カップ等		
	(2)料理用具					
	かま	なべ	湯沸し(鉄びんを含む。)			
	フライパン	玉子焼き器	コッフェル類	飯ごう等		
	(3)飲食器					
	さら類	わん類	グラス・コップ類	はち類		
	ボール類	酒器類等				
	(4)食卓器具					
	ピッチャ類	ポット類	盆類	きゅうす類		
	茶卓	調味料入れ	ぜん	せん抜き		
	ようじ入れ	飯びつ等				
	(5)食料貯蔵器具					
	米びつ	茶筒類	ポット	水筒		
	弁当箱					
	(6)ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同附属品等					
	ナイフ・フォーク・スフ		れんげ	はし		
	はし箱	はし立て	食事用紙製品(紙コ	ッフ・さら等)		
	飲料用ストロー等					
	(注1)本品目は、金属製(鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等)、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。また、和風、洋風等形状の如何を問わない。					
	(注2)なお、台所・食卓で使用されるものであっても、「民生用電子電気機械器 具」(電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電 熱用品、電気冷蔵庫等)、ガス・石油による熱調理器具(ガスレンジ等)、 調理機械、「家具」(食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン等)、 「繊維製品」(テーブル掛け、ナプキン等)、台所用ハンガー類、バケツ類、 清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。					
	(1)くい、さく、支柱紫	頁				
製製品	標識くい	境界くい		柵くい		
		工事用支柱	さく等			
	(2)板、まくら木類					
	土止板	フェンス	配管用まくら木等			
	(3)公園施設類	Mante III. L. IX		211. 22 → Jan 14.		
	ベンチ	街路樹支柱	公園のさく・くい	遊ぎ具類等		
	(4)土木建築用資材					
	U字溝	溝ぶた	土管代用品	住宅用資材等		
11. 皮革・ゴム製品	ベルト及び帯革	靴類	鞄 類			
12. 道路標識	道路標識類					
13. 車両	自転車					
1 - 2 1 P W						